

○ 財務省
経済産業省 告示第 号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年 月 日

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 齋藤 健

事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示

事業再編の実施に関する指針（平成二十六年 財務省 告示第一号）の一部を次のように改正する。
経済産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</u></p> <p><u>主務大臣が法第二十四条の二第六項の規定により認定を行うに当たっては、特別事業再編計画の実施期間（五年を超えないものとする。）の終了時において、法第二十七条第二号に掲げる措置及び同条第十八項各号に掲げるいずれかの措置を行うことにより特別事業再編の対象となる事業部門において次のイの生産性の向上に関する</u></p>	<p>一・二 [略]</p> <p>[新設]</p>

目標の達成が見込まれるとともに、特別事業再編の対象となる事業を行う事業者全体において次のロの財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ 特別事業再編による生産性の向上に関する目標

特別事業再編による生産性の向上に関する目標は、特別事業再編計画の対象となつた事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の終了年度における従業員一人当たり付加価値額の値が、特別事業再編計画に従って行う最初の他の事業

者の経営の支配又は経営資源の取得の直
前の事業年度（以下この号及び次号イに
おいて「基準年度」という。）における
従業員一人当たり付加価値額（特別事業
再編計画の実施期間中に新たな他の事業
者の経営の支配又は経営資源の取得を行
う場合にあつては、基準年度における特
別事業再編計画の対象となつた事業部門
（当該他の事業者に係るものを除く。）
の従業員一人当たり付加価値額及び当該
新たな他の事業者の経営の支配又は経営
資源の取得の直前の事業年度における当
該他の事業者の従業員一人当たり付加価

値額を平均した額)の値より九パーセン
ト以上改善していることとする。

ロ 特別事業再編による財務内容の健全性
の向上に関する目標

特別事業再編による財務内容の健全性
の向上に関する目標は、特別事業再編を
実施する事業者単位の計算において、次
の(1)及び(2)を原則とし、これに加えて、
当該事業者の業態の特性等の固有の事情
を勘案して柔軟に判断を行うものとし
る。

(1) 特別事業再編計画の終了年度におけ
る有利子負債合計額から、現金預金及

び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。

(2) 特別事業再編計画の終了年度における經常収入の額が經常支出の額より大きい値となること。

四 特別事業再編の実施方法に関する事項

イ 特別事業再編の定義に関する事項

(1) 他の事業者の経営資源と自らの経営資源の一体的活用

[新設]

法第二十八条第十八項の他の事業者の経営資源を自らの経営資源と一体的に活用することとは、認定特別事業再編事業者（以下この号において「認定特別事業再編事業者」という。）並びにその関係事業者及び外国関係法人全体の方針の下、次のいずれかの措置が実施されることをいうものとする。

- (i) 法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が有する経営資源と当該特別事業再編に係る他の事業者の経営資源を組み

合わせて利用すること。

(i) 認定特別事業再編事業者の生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法を当該特別事業再編に係る他の事業者を導入することにより、当該他の事業者の経営の効率化を図ること。

(2) 新たな需要を相当程度開拓すること
法第二条第十八項の新たな需要を相当程度開拓することとは、法第二条第十七項第二号イからニまでのいずれかを行い、かつ、特別事業再編計画の対
象となった事業部門単位の計算におい

て、特別事業再編計画の終了年度における売上高の値が、基準年度における売上高の値が、特別事業再編計画の実施期間中に新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得を行う場合にあつては、基準年度における特別事業再編計画の対象となつた事業部門（当該他の事業者に係るものを除く。）の売上高及び当該新たな他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の直前の事業年度における当該他の事業者の売上高を合計したもの。）の値より二十パーセント以上改善することをいうものとす

る。

ロ 特別事業再編の認定要件に関する事項

(1) 特別事業再編計画の円滑かつ確実な
実施

法第二十四条の二第六項第二号の特
別事業再編が円滑かつ確実に実施され
ると見込まれるものであることは、
次のいずれにも該当することをいうも
のとする。

(i) 当該特別事業再編の内容が当該申
請を行う事業者の技術力、販売力等
に照らして過度に実施困難なもので
ないこと。

(ii) 当該特別事業再編の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないこと。

(2) 過剰供給構造の解消

法第二十四条の二第六項第五号の過剰供給構造の解消に資するものであることとは、当該特別事業再編計画を実施しようとする事業の属する事業分野が本文二ロ(3)の基準に照らし過剰供給構造にあると判定される場合において、当該事業再編計画の実施により供給能力が減少する又は需要を開拓するものであることをいうものとする。

(3) 従業員の地位

法第二十四条の二第六項第六号の従業員の地位を不当に害するものでないことは、次のいずれにも該当することとをいうものとする。

(i) 当該特別事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、特別事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。

(ii) 当該特別事業再編計画の対象となつた事業部門単位の計算において、特別事業再編計画の期間内における

雇用者給与等支給額（租税特別措置

法（昭和三十二年法律第二十六号）

第十条の五の四第五項第八号又は第

四十二条の十二の五第五項第九号に

規定する雇用者給与等支給額をいう

。以下同じ。）を改善する旨を従業

員に表明し、かつ実際に各事業年度

の雇用者給与等支給額を前年度にお

ける雇用者給与等支給額の値より二

・五パーセント以上改善すること。

(4) 適正な競争の確保

法第二十四条の二第六項第七号イの

適正な競争が確保されるものであるこ

ととは、特別事業再編計画が、当該申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるおそれのあるもの、当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の協調的な行為を伴うもの、その他の当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことをいうものとする。

(5) 一般消費者等の利益

法第二十四条第六項第七号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、特別事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、当該申請を行う事業者が自らの下請事業者（下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）第二条第八項に規定する「下請事業者」をいう。）に対して、当該下請事業者が製造、販売若しくは提供する商品

又は役務に要する費用の円滑かつ適正な転嫁が行われないことその他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないことをいうものとする。

(6) 特別事業再編計画に従って行う他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得に係る要件

特別事業再編計画に従って行う他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得については、その対価として当該他の事業者又は当該他の事業者の株主若しくは社員に対して交付する金銭その

他の財産の額が一億円以上となることとする。

五 事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去若しくは保有する設備の廃棄若しくは生産性向上設備等の導入を行うい、又は特別事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

イ 事業再編及び特別事業再編に係る低利
・長期資金調達支援制度の趣旨・目的
当該制度は、グローバル市場における
激しい競争に対応するため、国内外での

三 事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去若しくは保有する設備の廃棄又は生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

イ 事業再編に係る低利・長期資金調達支援
制度の趣旨・目的
当該制度は、グローバル市場における
激しい競争に対応するため、国内外での

<p>供給体制の構築と国内事業活動の確保による産業競争力の強化を目的として、事業者が戦略的な<u>事業再編</u>又は<u>特別事業再編</u>を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である低利・長期の資金を補充的に供給するための<u>もの</u>であり、認定事業再編事業者若しくはその関係事業者又は<u>認定特別事業再編</u>はその関係事業者又はその関係事業者（以下「<u>事業者若しくはその関係事業者</u>」（以下「<u>認定事業者等</u>」）という。）に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「<u>公庫</u>」）という。）から指定金融機関（法第三十七条第一項の規定により指定された指定金</p>	<p>供給体制の構築と国内事業活動の確保による産業競争力の強化を目的として、事業者が戦略的な<u>事業再編</u>を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である低利・長期の資金を補充的に供給するための<u>もの</u>であり、認定事業再編事業者<u>又はその関係事業者</u>（以下「<u>認定事業再編事業者等</u>」）という。）に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「<u>公庫</u>」）という。）から指定金融機関（法第三十七条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）を通じて低利・長期の資金を供給</p>
--	--

融機関をいう。以下同じ。)を通じて低利・長期の資金を供給することにより、このような資金供給の制約を軽減し、認定事業者等の資金調達の円滑化を図るものである。

そのため、当該制度に基づき資金の貸付けを行うに当たっては、次の(1)から(3)までのいずれにも該当することとする(ただし、法第三十五条第一項第一号及び第三号においては、(3)の規定は適用しない。)

(1) 法第三十五条各号に規定する必要な資金の額が原則として五十億円以上で

することにより、このような資金供給の制約を軽減し、認定事業者等の資金調達の円滑化を図るものである。

そのため、当該制度に基づき資金の貸付けを行うに当たっては、次の(1)及び(2)に該当することを要件とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

あること。

[削る]

[削る]

(i) 認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として五十億円以上であること。

(ii) 認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の額が、当該認定事業再編関連措置を行う認定事業再編事業者等が過去三年間に行った設備投資額の総額より大きいこと。

(2) [略]

(2) [略]

(3) 法第三十五条第一項第二号に規定する特定中堅企業者（以下「特定中堅企業者」という。）について、本文六ル

[新設]

に規定する評価委員会において次に掲げる観点から十分な経営能力を有していることの確認を受けていること。

(i) 社会の諸課題又は国際的な競争条件の変化その他の社会情勢の変化等を勘案し、長期的な視点に立つて成長発展を図るための経営戦略を作成していること。

(ii) 自らが営む事業の属する事業分野における内外の市場の状況並びに自らの経営資源の内容及び財務内容その他経営の状況の分析をした上で、当該分析の結果を勘案した事業計画

を作成していること。

(iii) 当該経営戦略及び当該事業計画に
関する定量的な目標を設定し、その
目標を達成するために必要な適正な
経営管理体制が整備されていること

。

ロ 公庫及び指定金融機関が資金の貸付け
の業務を行う上で配慮すべき事項

(1) 認定事業者等が指定金融機関に対し
て、法第三十五条第一項各号に規定す
る必要な資金について借入れの申請を
行った場合において、当該指定金融機
関は、業務を統括する部署を置くこと

ロ 公庫及び指定金融機関が資金の貸付け
の業務を行う上で配慮すべき事項

(1) 認定事業再編事業者等が指定金融機
関に対して、認定事業再編関連措置を
行うのに必要な資金について借入れの
申請を行った場合において、当該指定
金融機関は、業務を統括する部署を置

もに、認定事業者等の財務状況、資金の用途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。

(2) 指定金融機関による貸付けは、他の金融機関等（産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十八条に規定する金融機関の他、認定事業者等に対する資金供給を行う者をいう

くとともに、認定事業再編事業者等の財務状況、資金の用途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。

(2) 指定金融機関による貸付けは、他の金融機関等（産業競争力強化法施行令（平成26年政令第13号）第十八条に規定する金融機関の他、認定事業再編事業者等に対する資金供給を行う者をい

。以下同じ。)と協調して実施するものとする。ただし、対象となる事業計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合はこの限りでない。

(3)～(5) [略]

(6) 公庫及び指定金融機関は、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画に従って行われる事業が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携して資金の貸付けを行うものとする。

六 その他事業再編に関する重要事項

イ [略]

う。以下同じ。)と協調して実施するものとする。ただし、対象となる事業計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合はこの限りでない。

(3)～(5) [略]

(6) 公庫及び指定金融機関は、認定事業再編計画に従って行われる事業が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携して資金の貸付けを行うものとする。

四 その他事業再編に関する重要事項

イ [略]

<p>ロ いずれの事業者も当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社と合算して特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有しない二以上の事業者が<u>事業再編又は特別事業再編</u>を共同して実施するに当たり、法第二十八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けようとする場合</p> <p>二以上の事業者が共同して<u>事業再編計画</u>又は<u>特別事業再編計画</u>の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式</p>	<p>ロ いずれの事業者も当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社と合算して特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有しない二以上の事業者が<u>事業再編</u>を共同して実施するに当たり、法第二十八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けようとする場合</p> <p>二以上の事業者が共同して<u>事業再編計画</u>の認定（変更の認定を含む。）を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会</p>
---	--

の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合は、当該二以上の事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める目標等の必要な要件に加え、当該二以上の事業者が認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画に従って事業再編又は特別事業再編のための措置を共同して行うことを書面

社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合は、当該二以上の事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、当該二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことを書面により合意している場合に限り、法第二十八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画

により合意している場合に限り、法第二十八條第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けすることができるものとする。

ハ 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、事業者が事業再編計画又は特別事業再編計画を実施するに当たり、法第二十八條第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けようとする場

の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

ハ 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、事業者が事業再編を実施するに当たり、法第二十八條第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けようとする場合

合

事業者は、法第二十八条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる行為又は同条第五項の株式等売渡請求（以下ハにおいて「事業譲渡等」という。）について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合には、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性

事業者は、法第二十八条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる行為又は同条第五項の株式等売渡請求（以下ハにおいて「事業譲渡等」という。）について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合には、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容

<p>の向上、<u>需要の開拓及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</u>に定める<u>目標等の必要な要件</u>に加え、<u>行政機関によって策定された関連する指針等を勘案し、事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するための措置を講ずる場合</u>に限り、<u>法第二十八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画又は特別事業再編計画の認定</u>（変更の認定を含む。）を受けられるものとする。</p> <p>ニ 関係事業者としようとする他の株式会社等の議決権保有割合が百分の四十に満</p>	<p>の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、<u>行政機関によって策定された関連する指針等を勘案し、事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するための措置を講ずる場合</u>に限り、<u>法第二十八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画の認定</u>（変更の認定を含む。）を受けられるものとする。</p> <p>ニ 関係事業者としようとする他の株式会社等の議決権保有割合が百分の四十に満</p>
<p>の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、<u>行政機関によって策定された関連する指針等を勘案し、事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するための措置を講ずる場合</u>に限り、<u>法第二十八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画の認定</u>（変更の認定を含む。）を受けられるものとする。</p> <p>ニ 関係事業者としようとする他の株式会社等の議決権保有割合が百分の四十に満</p>	<p>の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、<u>行政機関によって策定された関連する指針等を勘案し、事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するための措置を講ずる場合</u>に限り、<u>法第二十八条第一項、第二項又は第五項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画の認定</u>（変更の認定を含む。）を受けられるものとする。</p> <p>ニ 関係事業者としようとする他の株式会社等の議決権保有割合が百分の四十に満</p>

たない事業者が事業再編又は特別事業再編を実施するに当たり、法第三十条第一項の規定による特例措置を受けようとする場合

他の株式会社又は外国法人の議決権の総数に対する自己（その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）及び子法人等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第三条第三項第一号に規定する子法人等をいう。）を含む。(2)において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合（以

たない事業者が事業再編を実施するに当たり、法第三十条第一項の規定による特例措置を受けようとする場合

他の株式会社又は外国法人の議決権の総数に対する自己（その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）及び子法人等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第三条第三項第一号に規定する子法人等をいう。）を含む。(2)において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合

<p>下「議決権保有割合」という。)が百分の四十に満たない事業者(当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。)は、<u>一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</u>に定める<u>目標等の必要な要件</u>に加え、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める措置を講ずる場合に限り、法第三十条第一項の</p>	<p>合(以下「議決権保有割合」という。)が百分の四十に満たない事業者(当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。)は、<u>一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項</u>に定める<u>生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件</u>に加え、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める措置を講ずる場合に限り、法第三十条第一項の規定による特例措置を受けることができる<u>事業再編計画</u>の認</p>
---	--

規定による特例措置を受けることができ
る事業再編計画又は特別事業再編計画の
認定（変更の認定を含む。）を受けるこ
とができるものとする。

(1)・(2) [略]

ホ 事業者が事業再編又は特別事業再編を
実施するに当たり、法第三十一条第一項
の規定による会社法第三百九条第二項、
第四百五十九条第一項及び第四百六十条
第一項の規定の適用についての特例措置
並びに法第三十一条第二項の規定による
特例措置を受けようとする場合

事業者は、一の事業再編による生産性

定（変更の認定を含む。）を受けること
ができるものとする。

(1)・(2) [略]

ホ 事業者が事業再編を実施するに当た
り、法第三十一条第一項の規定による会
社法第三百九条第二項、第四百五十九条
第一項及び第四百六十条第一項の規定の
適用についての特例措置並びに法第三十
一条第二項の規定による特例措置を受け
ようとする場合

事業者は、一の事業再編による生産性

<p>及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項又は三の特別事業再編による生産性の向上及び財務内容の健全性の向上並びに四の需要の開拓に関する目標の設定に関する事項に定める且標等の必要な要件に加え、特定剰余金配当に係る会社法第四百五十四条第一項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等とその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合その他の特定剰余金配当の効</p>	<p>及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、特定剰余金配当に係る会社法第四百五十四条第一項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等とその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合その他の特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場され</p>
---	---

<p>力が生ずる日後遅滞なく特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場されること とが予定されている場合（当該事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をする ことが困難な場合を除く。）に限り、法第三十一条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三十一条第二項の規定による特例措置を受けることができる<u>事業再編計画</u>又は<u>特別事業再編計画</u>の認定（変更の認定を含む。）を受け</p>	<p>ることが予定されている場合（当該事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難な場合を除く。）に限り、法第三十一条第一項の規定による会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項及び第四百六十条第一項の規定の適用についての特例措置並びに法第三十一条第二項の規定による特例措置を受けることができる<u>事業再編計画</u>の認定（変更の認定を含む。）を受けられるものとする。</p>
--	---

ることができるものとする。

へ [略]

ト 事業再編及び特別事業再編に係る低利

- ・長期資金調達を促進するに当たつての

配慮

主務大臣は、認定事業者等に対して、適切かつ確実に低利・長期の資金が供給されるよう、他の主務大臣、公庫及び指定金融機関と密接に連携することとする。とりわけ、各年度に貸し付けられる資金の累計額が政府関係機関予算予算総則に記載されている額を上回り、必要な支援が実施できなくなることがないよう、

へ [略]

ト 事業再編に係る低利・長期資金調達を促

進するに当たつての配慮

主務大臣は、認定事業再編事業者等に対して、適切かつ確実に低利・長期の資金が供給されるよう、他の主務大臣、公庫及び指定金融機関と密接に連携することとする。とりわけ、各年度に貸し付けられる資金の累計額が政府関係機関予算予算総則に記載されている額を上回り、必要な支援が実施できなくなることがな

<p>経済産業大臣を中心に必要な調整を行うこととする。</p> <p>チ 主務大臣は、<u>事業再編又は特別事業再編</u>に係る低利・長期資金調達支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないよう、必要な指導・監督を行うものとする。</p> <p>リ 労働者の理解と協力</p> <p>法第百四十二条第一項の労働者の理解と協力を得ることとは、当該<u>事業再編又は特別事業再編</u>に係る事業所における労</p>	<p>いよう、経済産業大臣を中心に必要な調整を行うこととする。</p> <p>チ 主務大臣は、<u>事業再編</u>に係る低利・長期資金調達支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないよう、必要な指導・監督を行うものとする。</p> <p>リ 労働者の理解と協力</p> <p>法第百四十二条第一項の労働者の理解と協力を得ることとは、当該<u>事業再編</u>に係る事業所における労働組合等と必要な</p>
--	--

<p>働組合等と必要な合意を成立させること等協議により十分に話し合いを行うことにより、その雇用する労働者の理解と協力を得ることをいうものとし、法第二条第十七項第一号イ若しくはへ（事業の譲渡に限る。）又は同条第十八項第一号若しくは第五号（事業の譲渡に限る。）に掲げる措置を行う場合にあつては、協議に当たつて行政機関によつて策定された関連する指針等を勘案するものとする。</p> <p>ヌ 主務大臣が<u>法第二十三条第五項又は第二十四条の二第六項</u>の規定により認定を行うに当たつては、<u>事業再編計画</u>又は特</p>	<p>合意を成立させること等協議により十分に話し合いを行うことにより、その雇用する労働者の理解と協力を得ることをいうものとし、法第二条第十七項第一号イ又はへ（事業の譲渡に限る。）に掲げる措置を行う場合にあつては、協議に当たつて行政機関によつて策定された関連する指針等を勘案するものとする。</p> <p>ヌ 主務大臣が<u>法第二十三条第五項</u>の規定により認定を行うに当たつては、<u>事業再編計画</u>の申請を行った事業者が次のい</p>
--	--

別事業再編計画の申請を行った事業者が
次のいずれにも該当しないことを認定の
要件とする。

(1)～(3) [略]

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化
等に関する法律（昭和二十三年法律第
百二十二号）第二条第一項に規定する
風俗営業又は同条第五項に規定する性
風俗関連特殊営業に該当する事業を営
むもの
ル 特定中堅企業者に係る十分な経営能力
を有していることの評価体制の整備

国は、特定中堅企業者に関して、十分

れにも該当しないことを認定の要件とす
る。

(1)～(3) [略]

[新設]

[新設]

な経営能力を有しているものとして本文
五(3)に掲げる観点に適合することにつ
いての確認を適切に行うため、当該確認
を行う評価委員会を設置する。評価委員
会は、経営能力を公正かつ適正に確認で
きる有識者、専門家等で構成することと
し、当該特定中堅企業者に利害関係等を
有する者は当該経営能力の確認に関与し
ないものとする。

ヲ 評価委員会による十分な経営能力を有
している特定中堅企業者であること
の確認

評価委員会は、特定中堅企業者から十

[新設]

分な経営能力を有しているものとしての
確認に係る申請を受けた場合であつて、
当該特定中堅企業者が本文五イ(3)に掲げ
る観点に適合すると認めるときは、当該
特定中堅企業者に対し、様式による確認
書を交付するものとする。

[新設]

ロ 評価委員会による十分な経営能力を有
している特定中堅企業者であることの確
認書の返還
主務大臣は、本文六アの規定による確
認書の交付を受けた申請者が、十分な経
営能力を有しているものとしての確認に
係る申請に際して虚偽の申請を行ったと

きは、当該確認書の返還を求めることができる。

カ 特定中堅企業者が法第三十四条の二に

規定する独立行政法人工業所有権情報・

研修館の行う助言業務等を受けようとする

場合

事業再編事業者等である特定中堅企業

者は、本文六ルに規定する評価委員会に

おいて本文五イ(3)に掲げる観点から十分

な経営能力を有していることの確認を受

けている場合に限り、法第三十四の二第

一項に規定する助言又は同第二項に規定

する助成を受けることができる。

[新設]

七 備考

イ [略]

ロ この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 本文一イ(1)(2)の各項目の計算方法

(i)・(ii) [略]

(iii) [削る]

(2) 本文一イ(3)及び三イの各項目の計算

方法

付加価値額

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減

五 備考

イ [略]

ロ この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 本文一イの各項目の計算方法

(i)・(ii) [略]

(iii) 付加価値額

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減

価償却費

[新設]

価償却費

(3) 本文一ロ(1)及び三ロ(1)の各項目の計算方法

(i)・(ii) [略]

(iii) 信用度の高い有価証券等

本文一ロ(1)及び三ロ(1)中の「信用度の高い有価証券等」に該当する資産及びその評価額の計算方法は、次のとおりとする。

①・② [略]

(iv) [略]

(v) 減価償却費

本文一ロ(1)及び三ロ(1)中の「減価

(2) 本文一ロ(1)の各項目の計算方法

(i)・(ii) [略]

(iii) 信用度の高い有価証券等

本文一ロ(1)中の「信用度の高い有価証券等」に該当する資産及びその評価額の計算方法は、次のとおりとする。

①・② [略]

(iv) [略]

(v) 減価償却費

本文一ロ(1)中の「減価償却費」は、

償却費」は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する。

(iv) 引当金

本文一〇(1)及び三〇(1)中の「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

①～③ [略]

(4) 本文一〇(2)及び三〇(2)の各項目の計算方法

(i)・(ii) [略]

過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する。

(iv) 引当金

本文一〇(1)中の「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

①～③ [略]

(3) 本文一〇(2)の各項目の計算方法

(i)・(ii) [略]

(5) 本文四イ(2)の項目の計算方法

[新設]

本文四イ(2)中の「売上高」の計算に
ついては、財務諸表等の用語、様式及
び作成方法に関する規則（昭和三十八
年大蔵省令第五十九号）第八項第八項
に規定する関係会社（以下(5)において
「関係会社」という。）との間におけ
る取引により計上された売上高を除く
。ただし、当該取引の後に、関係会社
以外に売上高が計上された場合はこの
限りでない。

備考 表中の「」は注記である。

様式を次のように加える。

様式（本文六ヲ関係）

年 月 日

殿

事業再編の実施に関する指針六ルに基づく評価委員会

十分な経営能力を有している特定中堅企業者であることの確認書

記

事業再編の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）六ヲの規定に基づき、申請書に記載された内容が実施指針五イ（3）に定める観点に適合するものであることを確認した。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

この告示は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。